

訪問看護車両に関する現状比較

警察庁通達

(訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について)

岡山県

埼玉県

必要書類

- 申請書類の簡素化
 - ・添付書類及び添付部数については、必要最小限にとどめる

- 申請書、車検証
 - ※事業者名義以外の車を訪問車として申請する場合には、身分証明書・名刺などを添付。

- 申請書、車検証
- 開設許可証、運転免許証、地図

申請方法

- 申請手続き等の合理化
 - ・申請された訪問先が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合については、可能な限り、申請の受理や駐車許可証の交付・返納受理を一の警察署で一括して行うこと。

- 一括申請は1週間前に可能

- 一括申請は1か月前までに必要
 - ・訪問先を1か月前に確定することが困難な場合がある
- 警察署によっては一括申請を受け付けて頂けない

その他

- 記載なし

- 訪問場所から100m以内にパーキングがあっても申請可

- 訪問場所から100m以内にパーキングがあると申請不可

時間

- 駐車日時の特定
 - ・緊急の訪問診療等に従事する場合があることに留意し、例えば
 - 医療機関の診療時間内(9時から17時までの間)及び緊急訪問時とするなど、駐車場所付近の交通状況等を勘案した上で、柔軟な対応を図ること。

- 営業時間(例: 9時~17時) + 緊急訪問時
 - ※緊急訪問は時間を問わず、営業時間と併せて許可

- 許可される時間にばらつきがある
 - 例: 10時~11時(緊急訪問不可)
 - 例: 10時~(夜間緊急訪問可)

場所

- 駐車場所の特定等
 - ・「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること。

- 近隣の駐車も可能
 - 例: 岡山市北区大供1-1-3付近

- ピンポイントで許可
 - 例: 和光市白子1-1-3
 - ※警察署によっては近隣の駐車も可能

申請手続

許可内容

訪問看護車両に関する改善案（要望事項）

必要書類

- ◆申請書、車検証のみとする<岡山県と同>
- ◆更新時について、内容変更がある場合に、変更に係る書類のみとする

申請方法

- ◆初回からのオンライン申請・オンラインによる許可証発行
- ◆申請の受理や駐車許可証の交付・返納受理を一の警察署で一括して行うことを徹底
 - ①全ての警察署で一括申請を可能とする<岡山県と同>
 - ②一括申請について、1週間前までの申請を可能とする<岡山県と同>

その他

- ◆訪問場所から100m以内にパーキングがあっても申請可とする<岡山県と同>

時間

- ◆緊急訪問時について、別途の申請を不要とする<岡山県と同>
※緊急訪問は時間を問わず、営業時間と併せて許可
営業時間（例：9時～17時）+緊急訪問時
- ◆「駐車禁止除外標章」について、看護師も交付の対象とする

場所

- ◆駐車場所について、柔軟に駐車場所を選択できるよう付近の駐車も可能とする<岡山県と同>
例：和光市白子1-1-3付近

申請手続

許可内容